

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日であるときは、その翌日)

◇告 示

健康保険法による保険医療機関の指定
解除予定の保安林にする旨の通知

保安林の指定の解除

林業種苗生産事業者講習会の開催

土地の用途廃止

都市計画の変更

道路の位置の指定

◇選管告示

昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

◇公安告示

道路交通の規則に関する規程の一部改正

◇正 誤

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十七号中訂正

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十八号中訂正

昭和四十五年七月鳥取県告示第五百三十四号中訂正

昭和四十五年八月鳥取県告示第五百七十号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険業局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
フェライト診療所	鳥取市岩倉一〇二	内科、小児科	日本フェライト工業株式会社鳥取工場 笠井 矩 雄	昭和四十五年十二月一日
井 崎 医 院	鳥取市吉方温泉町一丁目五六四	胃腸科、内科、小児科、外科	井 崎 太 郎	昭和四十五年十二月十三日
乾 医 院	気高郡鹿野町鹿野一四〇五の一	産婦人科、小児科	乾 勘 治	昭和四十五年十二月一日
潮歯科医院 岸木町分院	西伯郡岸本町番原六五七の一	歯科	潮 陽 三	"
医療法人里仁会 北岡病院	倉吉市明治町一〇三一の五	内科、外科、整形外科、皮膚泌尿器科	医療法人里仁会理事長 北岡 義 尊	"
松本歯科医院	鳥取市上魚町四九	歯科	松 本 治 男	"

鳥取県告示第八百三十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。
昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市上大立字上大流五四四、字本谷奥五四六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市西福原字堀川尻丙一五四一の一、一五四一の二、字堀川尻丁一五九九の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第八百四十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令(昭和四十五年政令第百九十四号)第三条の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受講対象者

配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行なおうとする者

二 講習科目及び講習時間

(一) 種苗に関する法令 二時間

(二) 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

(三) 種苗の生産技術に関する事項 二時間

三 開催日時及び場所

開催日時	開催場所	受講対象者
昭和四十六年一月十九日 午前十時から午後五時まで	倉吉市巖城 倉吉地方農林振興局 会議室	倉吉市、東伯郡に住所を有する者
昭和四十六年一月二十日 午前十時から午後五時まで	米子市統町 米子地方農林振興局 会議室	米子市、境港市、西伯郡、日野郡に住所を有する者
昭和四十六年一月二十六日 午前十時から午後五時まで	鳥取市東町 自治会館大会議室	鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡に住所を有する者及び前記の日程に受講できない者

四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額(千円)に相当する鳥取県収入証紙をはりつけて、受講の五日前までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

五 携行品

筆記用具

鳥取県告示第八百四十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年十二月十四日から用途廃止した。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	積	用途
鳥取市桂木字内砂田二四一ノ三七番地先から二四一ノ六番地先まで		七〇・四一		水路敷

鳥取県告示第八百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、米子都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類
道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第八百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類

道路

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第八百四十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十二月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住 所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市下田中 一・二六	倉吉市下田中字藤田五一九ノ一の一部	幅員 四・二五 メートル
中類	"	幅員 四・五〇 メートル
禮子	"	幅員 五二九ノ一 メートル
"	"	幅員 五二九ノ二 メートル
"	"	幅員 五三〇ノ一の一部
"	"	幅員 五三〇ノ五
"	"	幅員 五三〇ノ六
"	"	幅員 五三〇ノ八
"	"	幅員 五三一ノ二
"	"	幅員 五二九ノ二地先水路

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取県知事選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりであるので、同法第百九十二条第一項の規定により公表する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨
- 1 選挙の種類 昭和45年11月18日執行 鳥取県知事選挙
 - 2 期 10月24日から12月2日まで 第1回分
 - 3 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 3,696,000円
 - 4 報告書の要旨

候補者氏名	石破 二郎	所属党派	無所属	出納責任者氏名	谷本啓太郎
収入	円				
主たる寄附	円				
(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)			
自由民主党		2,000,000	家屋費	132,842	
その他の寄附	0		選挙事務所費	131,842	
			集合会場費	1,000	
			通信費	39,433	
			交通費	92,020	
			印刷費	89,600	
			広告費	110,400	
その他の収入	0		文具費	9,450	
			食糧費	100,034	
			宿泊費	75,872	
			雑費	35,404	
今回計	2,000,000		今回計	1,574,055	
前回計	0		前回計	0	
総計	2,000,000		総計	1,574,055	
報告書受理年月日	昭和45年12月2日 第1回報告分				

候補者氏名	米村	健	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	保田 睦美
-------	----	---	------	-------	---------	-------

収入		支出	
主たる寄附		人件費	104,000
(氏名) (団体名)	(職業) (寄附額)	家屋費	0
石尾 美	団体役員 50,000	選挙事務所費	0
南 博	商 業 50,000	集会会場費	0
江原 勝	商 業 30,000	通信費	37,100
その他の寄附	58件 282,400	交通費	900
印刷費		広告費	144,500
その他の収入	0	文具費	42,600
食糧費		雑費	3,150
休泊費		今回計	7,500
今回計	412,400	前回計	14,500
前回計	0	総計	4,600
総計	412,400	報告書受理年月日	昭和45年12月2日
		第1回報告分	358,850

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十五年十二月二十二日から施行する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第二の二中14を15とし、4から13までを一ずつ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

- 4 市道米子東 東福原二五四番 二〇〇 米川方向
- 福原線 内二五一番一四 〃 〃
- 先までの間

別表第七の二の四中4を5とし、3を次のように改める。

- 4 県道鳥取国 国府町大字中河原七 四〇〇 自動車 三〇
- 府線 一番二先から同大字 九一〇番先までの間

別表第七の二の伍の2の次に3として次のように加える。

- 3 県道網代港 岩美町大字岩本一、 四七〇 高速車及 四〇
- 線 四一五番先から同大 字一、〇九〇番先ま び中速車
- での間

別表第十一の二の22中「ク」を「市道米子東福原線」に改める。

正 誤

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十七号（保安林予定森林にする旨の通知について）中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤
 四 上 十 大字西字塚
 // 下 五 字添谷平
 // 十 一一二の次一
 正
 大字西字塚
 字添谷平
 一一二の次一

昭和四十五年六月鳥取県告示第四百四十八号(保安林予定森林にする旨の通知について) 中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。
 頁 段 行 誤
 七 下 十三、十四 四一一の一、四一一の一 四一一の一
 正

昭和四十五年七月鳥取県告示第五百三十四号(保安林予定森林にする旨の通知について) 中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。
 頁 段 行 誤
 二 下 十一 字朽谷 字栃谷
 正

昭和四十五年八月鳥取県告示第五百七十号(保安林予定森林にする旨の通知について) 中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。
 頁 段 行 誤
 二 下 終わりから 一三六の二
 // 八、七 一三六の二
 // 終わりから 字スソオバ
 // 三、二 字スソヲバ
 三 上 終わりから四 字ニガ谷
 // 下 一 字モロガ畑
 // 二 字穴ヶ谷
 正
 一三六の二
 字スソヲバ
 字ニガ谷
 字モロガ畑
 字穴ヶ谷

昭和四十五年十月鳥取県告示第七百三十三号(解除予定の保安林にする旨の通知について) 中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。
 頁 段 行 誤
 二 上 三 第二十六年 昭和二十六年
 正

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】